

筑西広域市町村圏事務組合職員の任用に関する規則

昭和 56 年 9 月 3 日規則第 4 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 職員の任用については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(職員の任用)

第 2 条 職員の任用又は採用は、別に定めのあるものを除くほか、筑西市職員の採用に関する規則（平成 17 年筑西市規則第 22 号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 5 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。